

参考資料 8

介護予防・地域支え合い事業の概要

介護予防・地域支え合い事業

平成16年度予算額
40,000百万円

1. 趣旨

在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業に対して補助を行う事業。

2. 事業内容

(1) 市町村事業 ※主なもの

① 高齢者等の生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域社会の中での自立した生活を支援する観点から、地域の実情に応じて行われる事業

《メニュー事業（主なもの）》

- ・「外出支援サービス事業」
～利用者の居宅と医療機関、在宅福祉サービスや介護予防事業の提供場所等の間を送迎する事業
- ・「軽度生活援助事業」
～高齢者の自立生活を可能とするための軽易な日常生活上の援助
- ・「住宅改修支援事業」
～住宅改修に関する相談・助言

② 介護予防・生きがい活動支援事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、介護予防の観点から行われる事業

《メニュー事業（主なもの）》

- ・「介護予防事業」
～寝たきり防止のための転倒予防教室、軽度の痴呆性老人とその家族を対象とした痴呆介護教室等の開催など行う事業
- ・「高齢者筋力向上トレーニング事業」
～高齢者の転倒防止及び加齢に伴う運動機能の低下を防止するため高齢者向けのトレーニング機器を使用し、運動機能の向上をもたらす包括的トレーニング事業
- ・「食」の自立支援事業」
～十分なアセスメントと食関連サービスのプログラムの作成などサービスの利用調整を踏まえ、配食サービス等を行う事業
- ・「生活管理指導事業」
～社会適応が困難な方を対象とした、訪問又は短期間の宿泊による生活指導を行う事業

③ 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持向上を図る観点から行われる事業

《メニュー事業（主なもの）》

・「家族介護教室」

～高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防等の知識や技術を習得させるための教室の開催などを行う事業

・「介護用品の支給」

～重度（要介護度4又は5相当）で低所得（市町村民税非課税世帯）の在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給する事業。（年額1人当たり上限75,000円）

・「家族介護者交流」

～家族を介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行など介護者相互の交流会を通じて心身のリフレッシュを図る事業

・「家族介護慰労事業」

～要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかったものを現に介護している家族に対し、介護を行っていることの慰労として金品（年額10万円）を贈呈する事業

④ 在宅介護支援事業

・「高齢者実態把握事業」

～地域の要支援高齢者等の心身の状況や家族等の状況の実態把握を行う事業

・「介護予防プラン作成事業」

～適切な介護予防サービス等利用できるように支援するためのプラン作成を行う事業

⑤ 成年後見制度利用支援事業

痴呆性高齢者又は知的障害者の成年後見制度の利用を支援する観点から行う、広報・普及活動や成年後見制度の利用に係る経費に対する助成を行う事業

⑥ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための緊急通報体制の整備を行う事業

(2) 都道府県・指定都市事業

在宅の高齢者が家に閉じこもることなく、生きがいをもって活動する環境づくりのための「仲間づくり支援事業」や寝たきり予防対策の普及啓発を行う「寝たきり予防対策事業」、市町村の実施する介護予防事業に関する指導者を養成する事業、訪問活動のリーダーの養成や講習会を開催する事業、高齢者に関する介護知識・技術等の普及促進を図る事業など。

(3) 老人クラブ活動等事業

高齢者の社会参加や生きがいと健康づくり等を行う老人クラブの活動等

3. 実施主体、負担割合

(1) 市町村事業

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
(指定都市、中核市の場合は、国 1 / 2、市 1 / 2)

(2) 都道府県・指定都市事業

国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2

平成16年度追加の主な新規メニュー

○痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

痴呆性高齢者及びその家族が地域において安心して生活を営むことができるよう、在宅介護支援センター等を通じて、「地域住民への広報啓発」、「徘徊高齢者の搜索活動への協力、保護・引き取りにおけるきめ細かな対応の実施」、「再発防止のためのフォローアップ対策」等を実施する事業。

○痴呆性高齢者地域生活支援事業

痴呆性高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援していくために、痴呆性高齢者グループホームの質の確保の観点から、開設予定者等に対する研修の実施、外部評価機関の立ち上げ支援等を実施する事業。

○介護サービスの第三者評価モデル事業

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、全都道府県において第三者による介護サービスの質の評価等をモデル的に実施。

介護予防・地域支え合い事業のメニュー一覧

1. 市町村事業

○高齢者等の生活支援事業

- ・外出支援サービス事業
- ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ・軽度生活援助事業
- ・住宅改修支援事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

○介護予防・生きがい活動支援事業

- ・介護予防教室等
 - a. 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）
 - b. アクティビティ・痴呆介護教室
 - c. IADL（日常生活関連動作）訓練事業
 - d. 地域住民グループ支援事業
 - e. 足指・爪のケアに関する事業
- ・高齢者筋力向上トレーニング事業
- ・高齢者食生活改善事業
- ・運動指導事業
- ・生活管理指導事業
 - a. 生活管理指導員派遣事業
 - b. 生活管理指導短期宿泊事業
- ・「食」の自立支援事業

○家族介護支援事業

- ・家族介護教室
- ・介護用品の支給
- ・家族介護者交流事業（元気回復事業）
- ・家族介護者ヘルパー受講支援事業
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ・家族介護慰労事業
- ・痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業

○在宅介護支援事業

- ・高齢者実態把握事業
- ・介護予防プラン作成事業

- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 寝たきり予防対策普及啓発事業
- 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業
- 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- 高齢者住宅等安心確保事業
- 痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業【16' 新規】
- サービス事業者振興事業【16' 新規】
- 福祉用具・住宅改修研修事業【16' 新規】
- 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業【16' 新規】

2. 都道府県・指定都市事業

- 高齢者自身の取り組み支援事業
- 寝たきり予防対策普及啓発事業
- 介護予防指導者養成事業
- 高齢者訪問支援活動推進事業
- 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業
- 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- 老人性痴呆指導対策事業
- 高齢者介護施設等支援事業
- 痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業【16' 新規】
- 痴呆性高齢者地域生活支援事業【16' 新規】
- 介護サービス第三者評価モデル事業【16' 新規】
- 訪問介護員資質向上等推進事業【16' 新規】
- サービス事業者振興事業【16' 新規】
- 福祉用具・住宅改修研修事業【16' 新規】
- 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業【16' 新規】

3. 老人クラブ活動等事業

(参考)

「老人保健事業」「介護予防・地域支え合い事業」の概要

事業名	概要	費用負担	平成16年度予算額 (国費ベース)
老人保健事業	《実施主体》 ○ 市町村 《対象者》 ○ 40歳以上の住民 《事業内容》 ①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導	国1/3 都道府県1/3 市町村1/3	293億円
介護予防・地域支え合い事業	《実施主体》 ○ 市町村(一部、都道府県又は指定都市) 《対象者》 ○ おおむね65歳以上を主としてサービスの性格によりそれぞれ定める。 《事業内容》 ①介護予防・生きがい活動支援事業(転倒骨折予防教室/高齢者筋力向上トレーニング事業等)、②高齢者等の生活支援事業(外出支援サービス事業)、③家族介護支援事業(家族介護教室等)、④成年後見制度利用支援事業等	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 (市町村事業の場合)	400億円